

## 湯沢町燃料油価格高騰等対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営状況にある公共交通事業者等が、燃料費高騰により更なる経営困難に直面していることに鑑み、バス事業者、タクシー事業者、運転代行業者の安全安心な運行及び輸送の維持、確保を図るため、予算の範囲内において湯沢町燃料油価格高騰等対策支援金(以下「支援金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、湯沢町補助金交付規則(昭和33年規則第4号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) バス事業者

ア 路線バス事業者

道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)

第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業(以下「路線バス事業」という。)を行う者をいう。

イ 貸切バス事業者

法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業

(以下「貸切バス事業」という。)を行う者をいう。

(2) タクシー事業者

法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業(以下「タクシー事業」という。)を行う者をいう。

(3) 運転代行業者

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業を行う者をいう。

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、第2条の各号に規定する事業を行う者のうち、次の全てを満たす者とする。

- (1) 町内に営業所を持つバス事業者、タクシー事業者、運転代行業者であること。
- (2) 交付申請日時点において事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること。
- (3) 支援金に係る町の検査や報告に協力すること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者、その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者。

エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

オ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。

カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給する等、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者。

キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

(交付対象車両及び支援金の額)

第4条 支援金の対象となる車両（以下「交付対象車両」という。）の要件及び支援金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、町長が指定する日までに以下の関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
- (2) 交付対象車両の車検証の写し等申請車両が確認できる書類
- (3) 振込口座が分かる通帳等の写し
- (4) 運転代行業者にあつては、新潟県公安委員会が交付した自動車運転代行業に係る認定証の写し及び、交付対象車両の自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第17条第1項に規定する随伴用自動車の表示及びナンバープレートを写した写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

(支援金の交付決定及び額の確定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、支援金の交付の決定及び額の確定を行い、様式第2号により交付対象者に通知するものとする。

(支援金の支払い)

第7条 町長は、前条による支援金の交付決定及び額の確定を行った場合は、交付対象者に支援金を支払うものとする。

(支援金の返還等)

第8条 町長は、交付対象者が偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたと認められる場合には、交付決定を取り消し、様式第3号により通知するものとする。

2 支援金の交付を受けた交付対象者は、前項の規定による取消しを受けたときは、速やかに支援金を返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

## 別表

種目		交付対象車両	支援金の額
バス事業者	路線バス事業者	令和5年1月1日時点において、町内の営業所で保有し、路線バス事業の用に供している車両	1台当たり 10万円
	貸切バス事業者	令和5年1月1日時点において、町内の営業所で保有し、貸切バス事業の用に供している車両	1台当たり 6万円
タクシー事業者		令和5年1月1日時点において、町内の営業所で保有し、タクシー事業の用に供している車両	1台当たり 3万円
運転代行業者		令和5年1月1日時点において、町内の営業所で保有し、新潟県公安委員会に随伴用自動車として届出がされている車両	1台当たり 3万円